将来のものづくり産業の担い手となる人材の 雇用・育成に要する経費の80%を支援します! (上限額:月額28万円/人)

ものづくり人材等正社員育成支援事業のご案内

本事業は、県内中小企業が、新分野事業への進出等に伴い、訓練付き正社員雇用を実施することを支援し、富山県におけるものづくり産業の将来の担い手育成を目的に実施するものです。

事業内容

求職者の訓練付き雇用を通じ、将来の担い手となる人材の育成を支援

- ※訓練とは、OJT (職場で実務を行いながら行う訓練)及びOFF-JT (職場外での訓練)とし、訓練時間数は、10時間×補助期間の月数以上(小規模企業者は5時間×補助期間の月数以上)とします。
- ※新規学卒者は本事業の対象外です。(ただし、外国人留学生は除きます。)

対 象 企 業

富山県内に事業所を有する中小企業

※下記対象業種に当てはまることが必要です。

対象業種

繊維工業、木材・木製品製造業(家具を除く)、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報サービス業、技術サービス業

対象経費

- ①新規正社員雇用に要する人件費(給与、社会保険料等の事業主負担分)
- ②訓練費用(雇用者を指導する従業員の人件費を含む。)
- ※②の経費を対象とする場合、①の費用は補助対象経費全額の2/3以上とします。

補助率

補助対象経費の80%

※本事業により雇用した者を下記の補助対象期間終了後、事業主都合により継続雇用しなかった場合は、補助率を80%から40%にします。

補助限度額

新たに雇い入れる者 1 人あたり月額 2 8 万円 (ただし、2019 年 9 月 2 日以降雇用開始の場合は、2020 年 2 月分の補助限度額は、28 万円× (2 月の補助対象日数/29 日))

対象予定者数

50人程度(1事業者あたり5人まで)

補助対象期間

新規雇用を開始した日から起算して6ヶ月

(ただし、2020年2月29日を超えることはできません)

お問合せ先

富山県人材活躍推進センター

人材確保育成コーディネーター

〒930-0805 富山市湊入船町9番1号とやま自遊館2階 電話 076-411-9169

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1303/index.html

当事業の詳細は 下記 URL に掲載されている 募集要項をご確認下さい